

認定こども園に関するよくある質問集  
【平成29年度版】

平成29年11月  
雲南市子ども政策課

## もくじ

- ① 施設への入所方法について . . . . . P 1～2
- ② 施設利用料（保育料）等について . . . . . P 2～3
- ③ 施設利用について . . . . . P 3～4
- ④ 教育・保育サービス
  - 預かり保育 . . . . . P 4
  - 土曜保育 . . . . . P 4
  - 食事・おやつの提供 . . . . . P 4～5
  - 園庭の開放 . . . . . P 5
  - 3号児の受入れ . . . . . P 5
  - 通園時のバス利用 . . . . . P 5～6
- ⑤ 教育・保育の内容 . . . . . P 6
- ⑥ 職員体制及び職員資格 . . . . . P 6～7
- ⑦ 認定こども園の全体計画 . . . . . P 7

## 認定こども園に関するよくある質問

### ①施設への入所方法について

#### Q 1 新規で施設へ入所するための申込方法は

- A 1 ○ 1号児（幼稚園部分利用の3歳～5歳児）の場合  
各総合センター市民福祉課又は市役所子ども政策課でお申込みください。
- 2号児（保育所部分利用の3歳～5歳児）の場合  
各総合センター市民福祉課又は市役所子ども政策課へお申込みください。  
→ 雲南市認可保育所・認定こども園《保育所部分》入所申込の手引き（以下「手引き」）ご参照のこと。
- 3号児（保育所部分利用の0歳～2歳児）の場合  
加茂こども園、木次こども園に限り、3号児の受入れを行っています。申込み方法は2号児の場合と同様です。

#### Q 2 前年度から継続して施設へ入所する場合の方法は

- A 2 ○ 1号児の場合  
年度ごとの申込手続きは不要です。ただし、年度当初から認定区分が変更となる場合（1号児から2号児、2号児から1号児）は、改めて入所申込の手続きが必要です。
- 2号児の場合  
新規で施設へ入所される場合と同様に申込みを行ってください。
- 3号児の場合  
新規で施設へ入所される場合と同様に申込みを行ってください。

#### Q 3 認定こども園への入所要件は

- A 3 ○ 1号児の場合  
幼稚園への入所要件と同様です。
- 2号児、3号児の場合  
保育所への入所要件と同様です。  
→ 手引きをご参照のこと。

#### Q 4 平成29年度に認定こども園へ入園した後、再び保育所へ入所することはできるか

- A 4 施設に空きがあれば可能です。ただし、近年の施設入所の状況から次のことが想定されますので、施設を選択される際には十分にご注意ください。
- 年度当初から転園・転所する場合  
子ども政策課において、ある程度の調整をさせていただくことが可能です。ただし、この場合においても継続入所児の方が優先順位が高くなりますので、転園を確実に保障できるものではありません。
- 年度途中で転園・転所する場合  
年度途中での転園を希望される場合、施設に空きのない状況が近年続いております

ので、対応は極めて困難であると思われます。

#### **Q 5 年度途中で入所要件が変更となった場合は（転籍についての考え方）**

- A 5 認定こども園では1号児、2号児間での転籍が可能です。施設を移動することなく、入所要件の変更に対応することができます。
- 通常の幼稚園、保育所施設では年度途中で保護者が就労をされ保育の必要性が生じた場合や、反対に離職により保育の必要性が消滅した場合など、幼稚園から保育所、保育所から幼稚園への転園を行わなければなりません。
- 認定こども園では転籍の手続きを行うことで、施設を異動することなく入所要件の変更に対応することができます。

##### **【転籍に関する留意点】**

転籍はやむを得ない事情が生じた場合の救済的な措置です。このため、必要な場合は年度内1回に限り認めることを原則とします。また「適正に施設入所をしていただく上で支障となる行為」や「過度に転籍を繰り返す行為」を抑制するため、雲南市では一定のルールを設けさせていただいておりますので、ご了承ください。

（例1）1号児として入園した直後に「求職活動」などの要件で転籍させる。

#### **②施設利用料（保育料）等について**

#### **Q 6 施設利用料（保育料）はどうなるのか**

- A 6 ○1号児の場合  
幼稚園施設利用料と同額を徴収しますが、その範囲は所得に応じ0円～5,200円です。
- 2号児、3号児の場合  
保育所施設利用料と同額を徴収します。  
→ 手引きをご参照のこと。

#### **Q 7 給食費はどうなるのか**

- A 7 ○1号児の場合  
幼稚園と同様に、一食当たり243円を基本単価とし、食数等に応じて徴収します。なお、徴収方法は、施設により異なります。（施設によっては、主食を持参いただく場合もあります。その場合は日額単価より主食相当額を控除します。）
- 2号児の場合  
幼稚園型認定こども園では、学校給食センターが調理する給食（主食、副食共）を提供します。また、保育所型こども園では、自園で調理した給食（副食のみ又は主食、副食共）を提供します。
- 副食費については保育料に含め徴収する仕組みとなっています。主食を提供する場合は月額650円を保育料とは別に追加負担いただきます。
- 3号児の場合  
認定こども園で自園調理する給食（主食、副食共）を提供します。3号児の場合は主食費、副食費ともに保育料に含め徴収する仕組みとなっていますので、別途給食費の負担を求めることはありません。

**Q 8 多子軽減措置は認定こども園でも適用されるのか**

A 8 適用させていただきます。なお、制度の詳細については別紙「認定こども園、幼稚園及び保育所の多子軽減措置について」をご参照ください。

**③施設利用について**

**Q 9 1号児も早朝保育を受けることができるのか**

A 9 早朝保育は7時30分から登園してくる2号児（3号児）に対し行う保育です。従いまして、1号児が早朝保育を利用することはできません。

**Q 10 長期休業期間中の利用は1号児、2号児（3号児）で異なるのか**

A 10 ○1号児の場合  
幼稚園と同様に長期休業期間がありますので、その間は園で定める出園日等を除き、登園できません。  
○2号児（3号児）の場合  
長期休業期間においても登園することができます。

**Q 11 学年末休業期間について、2号児は卒園式後も登園できるのか**

A 11 卒園式終了後も3月31日まで登園していただけます。  
ただし、①3月31日は希望保育となる点 ②4月1日以降は1号児と同様に就学前の休業（例年4月10日ごろまで）の扱いとなる点 にご注意ください。  
※4月1日以降については、放課後児童クラブをご利用いただくことが可能です。  
例年、1～2月頃より次年度の入所募集を行っておりますので、こちらをご利用ください。

**Q 12 認定こども園に転園する場合、体操服などは購入しなければならないのか**

A 12 幼稚園から移行する認定こども園について、名札及びカラー帽子（代金1,000円程度）については必ず準備していただきます。その他、スモッグ（上っ張り）、体操服などについては保護者の負担に配慮し、購入の義務付けを行わない弾力措置を講じます。  
弾力措置の期間については、最長で3年程度を想定していますが、保護者の皆様と相談しながら延長・短縮を決定していくこととさせていただきます。  
なお、卒園児から不要となったものを譲り受けるなどして、貸出用の制服類を確保し、希望される方へ貸与するなどの工夫もあわせて実施させていただきます。

**Q 13 育児休業中の継続利用特例は認定こども園でも適用されるのか**

A 13 まず「育児休業期間中の継続利用特例」についてです。  
保育所において、次のとおり継続利用の特例を認めています。  
「育休取得に係る対象子ども（新生児）が満1歳になった日の年度末まで、既に保育所に入所している子ども（新生児の兄姉）は、当該施設を継続利用することができる。」  
認定こども園においても、上記と同様の特例を適用します。

#### ④教育・保育サービス

##### 【預かり保育】

##### Q 1 4 認定こども園では預かり保育を実施されるのか

A 1 4 認定こども園については、1号児を対象とした（幼稚園型）預かり保育を実施します。

##### 【土曜保育】

##### Q 1 5 土曜保育は実施されるのか

A 1 5 認定こども園において、土曜保育の取扱いは次のとおりとしています。

○幼稚園から移行するこども園

土曜保育は実施しません。

○保育所から移行するこども園（加茂、木次の認定こども園を含む）

土曜保育を実施します。

##### 【食事・おやつ提供】

##### Q 1 6 食事はどこから提供されるのか

A 1 6 幼稚園から移行する認定こども園については、自園に調理室機能がありません。このため、食事は学校給食センターで調理した給食を長期休業期間中も含め、通年で提供させていただきます。

##### Q 1 7 給食センターでのアレルギー対応は十分か

A 1 7 アレルギー疾患の多くは乳幼児期に発症しますが、年齢を追うごとにその反応は軽度化していく傾向にあります。その点を踏まえ、アレルギー対策について年度ごとに見直しを図り決定します。

また、雲南市給食センターでは、基本的に卵・乳の除去食提供、単品デザート代替食対応を行っておりますが、対応にあたっては事前に保護者様と面談を行い、十分に相談させていただきますのでご安心ください。

なお、安全性を最優先とするため、お子様の状況に応じ、代替食の持参をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

##### Q 1 8 2号児へのおやつ提供はどうするのか

A 1 8 幼稚園から移行する認定こども園については、基本的には市販のおやつを提供させていただきます。ただし、各園において時々手作りのものを提供するなどの工

夫・努力をして参ります。

**Q 1 9 預かり保育児へのおやつ提供はどうか**

A 1 9 2号児と同じおやつを提供します。

**【園庭の開放】**

**Q 2 0 午睡（お昼寝）する2号児への配慮から園庭利用が制約されると聞く**

A 2 0 認定こども園では入所する1号児及び保護者と2号児（3号児）の双方の生活に配慮しながら園運営を行っていく必要があります。

このため、可能な限り1号児に対する園庭開放の実施に努めていく考えですが、園庭と午睡室の位置関係など園を取り巻く環境がそれぞれ異なりますので、開放する日数や園庭の利用範囲などの詳細は各園で決定し、対応させていただくこととします。

**【3号児の受入れ】**

**Q 2 1 全ての認定こども園で3号児の受入れを行うのか**

A 2 1 3号児（0歳～2歳児）を受入れるためには自園に調理室機能を有する必要があります。このため、次のとおり受入れ可能な子どもの年齢を区分しています。

○幼稚園から移行する園：3歳～5歳

○保育所から移行する園（加茂、木次の認定こども園を含む）：0歳～5歳

**【通園時のバス利用】**

**Q 2 2 通園時に市民バス等の利用はできるのか**

A 2 2 1号児について、要件を満たせばバスを利用し通園していただくことが可能ですが、2号児（3号児）については原則保護者送迎とさせていただいております。

※平成30年度より試行的にはありますが、幼稚園型こども園に限り2号児のバス利用（登園のみ）について認める予定としております。（詳細はお問い合わせください。）

**【バス利用許可の観点】**

①幼稚園においては「小学校区面積が広大で、通園に支障があると判断される幼稚園」及び「統廃合により廃園となった幼稚園の所在する地域の子どもを受入れている幼稚園」においてのみ、通園時のバス利用を許可しています。

②一方、様々な地域から子どもが通ってくる保育所では、送迎は保護者の責任で行っていただくようお願いさせていただいております。（町内の保育所を統廃合し、1施設とした掛合保育所では、過去の経緯に配慮し、バス利用を認めています。）

**Q 2 3 運行時間の都合上、降園時間後も園に残りバスを待つ子どもに係る延長料金は**

A 2 3 質問のような場合、追加の保育料等を求めることはありません。登園時の対応も同様とします。

## ⑤教育・保育の内容

### Q 2 4 幼稚園、保育所及び認定こども園での教育・保育内容に違いはあるのか

- A 2 4 国において必要な教育・保育を実施するため、それぞれ「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」が定められています。
- 各施設ではそれぞれの要領や指針に従い、教育・保育課程などを定め、子どもの教育・保育にあたることとなります。昨今、いずれの要領・指針においても幼児期の子どもの育ちに必要な指導・支援の視点が盛り込まれるようになってきており、その内容に違いがなくなっています。
- 従いまして、幼稚園、保育所及び認定こども園において実践される教育・保育に大きな違いはありません。
- そのうえで、地域の特色などを取り入れ、各園が創意・工夫し、子どもの教育・保育活動を支援しておりますことをご紹介します。

#### 【参考】

雲南市では上記に加え、独自の教育指針「夢発見プログラム」を策定し、当市の未来を担う子どもの育成に取り組んでいます。

### Q 2 5 幼稚園、保育所及び認定こども園で、子どもの生活時間に違いがあるのか

- A 2 5 生活時間の核として概ね8時30分から14時までを共通時間（コアタイム）と位置付けていますが、この時間帯は各施設で概ね変わりありません。
- その上で共通時間の前後に「早朝保育」及び「午後保育」の時間帯を設け、保育の必要性のある2号児（3号児）が利用することとなります。

## ⑥職員体制及び職員資格

### Q 2 6 早朝保育及び午後保育に対する職員体制はどのようになるのか

- A 2 6 ○幼稚園から移行する認定こども園の場合
- 早朝保育及び午後保育のサービスを新規拡充するため、保育所と同様に最低2人の職員を配置し保育を実施することを基本とします。
- ただし、子どもの数が増加した場合などは法律で示されている職員配置基準に基づき、適正な職員数を追加配置し対応いたします。
- 保育所から移行する認定こども園の場合
- 既に早朝保育及び午後保育を実施する体制が整っていることから、早朝保育及び午後保育に対する新たな職員配置は行いません。

### Q 2 7 勤務する職員の資格はどのようなものが必要となるのか

- A 2 7 認定こども園に勤務する職員について、幼稚園免許状及び保育士資格を有してい

る必要があります。ただし、子ども・子育て支援新制度がスタートした後、平成31年度までの5年間はどちらか一方の免許・資格を有していれば認定こども園に勤務することができるよう経過措置が講じられています。

⑦認定こども園化の全体計画

**Q28 認定こども園へ移行するのはどこの園か**

A28 認定こども園へ移行を計画している園は、次のとおりです。

| 移行年度     | 移行前施設区分 | 園名               |
|----------|---------|------------------|
| 平成27年度   | 認定こども園  | 木次 ※移行済み         |
| 平成28年度   | 幼稚園     | 海潮、斐伊、三刀屋 ※移行済み  |
|          | 幼児園     | 加茂 ※移行済み         |
| 平成29年度   | 幼稚園     | 大東 ※移行済み         |
| 平成30年度   | 幼稚園     | 西                |
|          | 保育所     | 吉田               |
| 平成31年度以降 | 保育所     | かもめ、斐伊、三刀屋、田井、掛合 |